

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に係る給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に係る利用申請、利用決定及び利用状況管理
③システムの名称	1 総合福祉システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項(2) 別表第2の区長の部 15、16 ・区条例施行規則第3条別表第2 15、16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項、145の項、146の項 ・番号法第19条第9号 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、81の項、125の項、144の項、145の項、155の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)福祉部障害者福祉課、(2)保健衛生部保健予防課、(3)保健衛生部健康推進課
②所属長の役職名	(1)障害者福祉課長、(2)保健予防課長、(3)健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	対象 (1)主として身体又は知的に障害のある方 担当 墨田区福祉部障害者福祉課事業者係 住所 〒130-8640東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話 03-5608-6164 (2)主として精神に障害のある方又は難病の方 担当 墨田区保健衛生部保健予防課保健予防係 住所 〒130-8628東京都墨田区横川五丁目7番4号すみだ保健子育て総合センター2階 電話 03-5608-6506 (3)主として精神に障害のある方又は難病の方で医療費助成を利用する方 担当 墨田区保健衛生部健康推進課地域保健担当 住所 〒130-8628東京都墨田区横川五丁目7番4号すみだ保健子育て総合センター2階 電話 03-3622-9130
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	対象 (1)主として身体又は知的に障害のある方 担当 墨田区福祉部障害者福祉課事業者係 住所 〒130-8640東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話 03-5608-6164 (2)主として精神に障害のある方又は難病の方 担当 墨田区保健衛生部保健予防課保健予防係 住所 〒130-8628東京都墨田区横川五丁目7番4号すみだ保健子育て総合センター2階 電話 03-5608-6506 (3)主として精神に障害のある方又は難病の方で医療費助成を利用する方 担当 墨田区保健衛生部健康推進課地域保健担当 住所 〒130-8628東京都墨田区横川五丁目7番4号すみだ保健子育て総合センター2階 電話 03-3622-9130
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基本的には申請者からマイナンバーの提供を受けている。マイナンバーの提供を受けられない場合は、申請者の同意のうえ住基ネットで照会している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業務システムにおいては職員一人一人にユーザIDを付与し、業務範囲に応じて権限を設定している上、マイナンバーを保有するシステムにおいては多要素認証によるログイン方式を導入している。	

変更箇所

[illegible]